

秋ス ポ少－ 1 8
令和 2 年 6 月 1 日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県体育協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原幸成
(公印省略)

「新しい生活様式」定着に配慮した「スポーツ少年団活動ガイドライン」
について(依頼)

各市町村スポーツ少年団におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策に御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、秋田県スポーツ少年団では、学校再開後の児童生徒の状況や緊急事態宣言解除後の国・県の対策等について検討して参りましたが、社会経済活動が段階的に緩和されたことを受け、本日から、これまでのスポーツ少年団活動に係る制限を解除し、通常の活動を再開(他団との交流試合等と他市町村のスポーツ少年団活動への参加を解禁)することにいたしました。

ただし、通常の活動を再開すると言っても、感染拡大が再び起こることを防ぐためには、国及び県、市町村の方針に従うことが大前提であり、全く以前と同じような活動に戻すのではなく、団員等の安全・安心の確保を最優先し、「新しい生活様式」定着に配慮した感染症対策を十分に行った上で活動を行うことが重要と考えます。

そこで、本団では、スポーツ少年団活動における「『新しい生活様式』定着に配慮した『スポーツ少年団活動ガイドライン』」を、別紙のとおり作成いたしました。

つきましては、各市町村本部において、本ガイドラインに沿った対策が適切に実施されるようお願い申し上げるとともに、貴管下の各単位団に新ガイドラインを速やかに周知してくださいるようお願いいたします。

なお、各市町村本部及び単位団等が、招待試合・練習試合等の交流試合を開催(主催)したり、単位団が交流試合等に参加したりする場合には、本ガイドラインと併せて、令和2年5月14日付で(公財)日本スポーツ協会が発出した別添資料「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト(※1)」に示された対策を、十分に行った上で開催(主催)・参加してくださるようお願いいたします。

- ・※1 「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト」
URL : https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline_checklist.pdf

〈本件の担当〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：富樫，二階堂
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752

スポーツ少年団活動における「新しい生活様式」定着に配慮した
スポーツ少年団活動ガイドライン
(令和2年6月1日時点)

1 基本方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、①密閉、密集、密接の「3密」を避ける、②こまめに手洗いや消毒を行う、③周囲の人との間隔をあける、④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用するなどの「新しい生活様式」定着に向けた感染症対策を十分行った上で、通常の活動を再開する。

2 スポ少活動における「新しい生活様式」定着に配慮した具体策

- (1) 自宅等で検温を実施し、体温が37.0度以上の場合や風邪症状がある場合には、参加を見合わせること。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数(団員、指導者、保護者等)が集って密集した活動になることを徹底して避けること。(練習試合や招待試合等の交流試合を開催(主催)する場合は、屋外では200人、屋内では100人までを目安とする。更衣室、休憩・待機スペース、手洗い所(トイレ)は、一度に入室する人数を制限したり、動線を工夫したりする。必要に応じて、開・閉会式の割愛、分散開催、無観客等も考慮する。)
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗い(ポンプ型が望ましい)やアルコール等による手指消毒(消毒液の設置)を行うこと。必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、熱中症事故に留意しつつ、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用するよう努めること。(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には周囲との間隔を十分に確保する。(2m以上が望ましい)マスク着用時には、呼気が激しくなるような運動・スポーツは避ける。)
- (5) 飛沫の拡散を防ぐため、向かい合っての発声や大声での活動・応援、互いに接近した円陣・ミーティングを避けるよう努めること。
- (6) 体育館等の屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (7) 団員が密集したり、接触し合ったりする競技については、活動内容を工夫し、競技特性に応じた感染症対策を適切に行うこと。
- (8) ふだんのスポ少活動は、短時間での活動を大原則とし、活動時間や休止日については、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」に沿って週4日・1日2時間以内、第3日曜日の全県一斉活動休止日を遵守すること。
- (9) 交流試合等を開催(主催)したり、参加したりする場合には、(公財)日本スポーツ協会作成の別添資料「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト」に沿った感染症対策を適切に行うとともに、次の事項に十分留意すること。
 - 交流試合等を開催(主催)する場合には、開催要項等に感染症予防に係る注意事項を必ず明記すること。(本ガイドライン等を添付することも可。)
 - 交流試合等は、当該市町村を越えて行うことも可とするが、遠距離の遠征は極力控えること。また、交流試合等は可能な限り半日程度で行うこと。
 - 県外への遠征や合宿は、8月1日から可とする。県外遠征は、感染リスクが高いと考えられるので、細心の感染症対策を講じた上で実施することとし、実施後は参加者の2週間程度の検温等の健康状態把握を行うこと。
 - 大規模なものや来場者が特定できないもの、十分な感染症対策が実施できず団員等の安全・安心が保障されない場合には、引き続き交流試合等の開催を中止(延期)したり、参加を見合わせたりする。
- (10) 県及び市町村(市町村教育委員会)の定めた方針に従ってスポ少活動を行うこと。

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け①）

全般的な事項

- 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- イベント後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

スポーツイベント参加募集時の対応

主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合せを求める（イベント当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接觸者の有無等について報告すること

当日の参加受付時の対応

- 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によつては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行い混雑を極力避けること
- 参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求める
 - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
 - 利用当日の体温
 - 利用前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接觸の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接觸がある場合

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け②）

スポーツイベント参加者への対応

□マスク等の準備

- 参加者がマスクを準備しているか確認すること
- 参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間については、マスクの着用を求めることが（運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとする）

□スポーツイベント参加前後の留意事項

- イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

イベント主催者が準備すべき事項の対応

□手洗い場所

- 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めて良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

□更衣室、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること

□洗面所

- トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めて良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）

□飲食物の提供時

- 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと）
- 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
- 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

□観客の管理

- 観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること
- 会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること

□スポーツイベント会場

- スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- 換気設備を適切に運転すること
- 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと

□ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒すること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各スポーツイベントの特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（参加者向け）

参加者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること
(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩くイベントにおいては、前の人への呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各スポーツイベントの特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。